

## 埼玉イベント出店ナビ規約

### (名称)

第1条 この制度は、「埼玉イベント出店ナビ」（以下「出店ナビ」という。）と称する。

### (目的)

第2条 出店ナビは、埼玉県内生産者（以下「県内生産者」という。）及び埼玉県産農林水産物を利用した加工品を製造又は販売する事業者（以下「事業者」という。）と県内外で開催されるイベント主催者を結びつけることにより、本県農林水産業の振興を図ることを目的とする。

### (登録者等)

第3条 出店ナビは、前条の目的に賛同し、下記に定める手続きにより登録の申し出があつた生産者等を登録する（以下「登録者」という。）ものとする。

#### (1) 対象

県内生産者及び事業者とする。

#### (2) 申込方法

埼玉わっしょいホームページ（<https://www.pref.saitama.lg.jp/saitama-wassyo/eventplatform.html>）上で登録フォームに必要事項を記入し、送信するものとする。

#### (3) 登録情報の変更

登録者は、事務局に提出した申込書等の内容に変更があった場合は、速やかにa4105-02@pref.saitama.lg.jpまで変更事項をメールすること。

#### (4) 更新

登録者には、登録した年度の翌々年度の6月に継続の意思の有無を確認することとし、7月第2週までに継続の意思が確認できない場合は資格を喪失するものとする。

#### (5) 登録取消し

登録者が次の項目に該当するとき又はその事実が明らかになったときは、県はその者の登録を取消すことができる。

ア 登録抹消の申し出があつたとき。

イ 事務局に提出した申込書等の内容が事実と相違していることが判明したとき。

ウ 公序良俗に反する行為を行ったとき。

#### (6) 登録料

無料とする。

### (実施事業)

第4条 出店ナビでは、目的の達成に向けて以下の事業を行うものとする。

#### (1) 登録者の希望するイベント情報の提供

#### (2) イベント主催者からの情報の公開

#### (3) 出店ナビの周知

#### (4) その他目的達成のために必要となる事業

### (免責事項)

第5条 出店ナビは、登録者自身の責任において利用するものとする。また、以下の各号に掲げる事項に予め了承をするものとする。

(1) 県は、イベント主催者等から提供された情報等については、いかなる保証をしない。また、当該情報等によって登録者に生じた損害や登録者等同士のトラブル等について、一切の補償及び関与しないものとする。

- (2) 県は、出店ナビからリンクされた第三者が運営するサイトに関して、いかなる保証もしないものとする。
- (3) 県は、登録者が出店ナビを使用できなかったことにより生じた損害について、いかなる場合においても、何等の責任を負わないものとする。また、出店ナビが、いかなる登録者の使用環境のもとでも正確に動作しうる旨の保証しないものとする。

(情報の取扱)

第6条 出店ナビ運営にあたり個人情報等を取得した場合は、以下の目的で利用するものとする。

- (1) 出店ナビの提供・運用・管理
- (2) 出店ナビに関するお問合せ対応
- (3) アンケート依頼等

(その他)

第7条 その他出店ナビの運営に必要な事項については、別に定める。

附則

この規約は、令和3年6月21日に施行する。